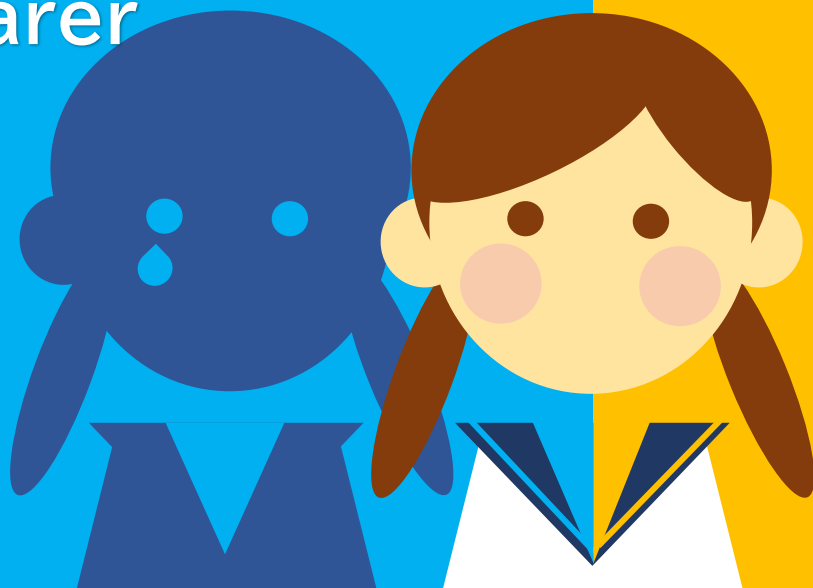


Young Carer



# 美浦村ヤングケアラー支援マニュアル

令和8年3月 美浦村

## 目次

1	はじめに	1
2	ヤングケアラーとは	2
	(1) ヤングケアラーの定義	
	(2) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利	
3	ヤングケアラー支援のための関係機関との連携	5
	(1) 関係機関との連携の重要性	
	(2) 他機関と連携して支援を行うことが必要となる場合	
4	ヤングケアラーの発見から支援まで	8
	(1) 支援の流れ	
	(2) ヤングケアラーに気付くためのポイント	
	(3) 関係機関別フローチャート	
	(4) ヤングケアラーの負担軽減に繋がるサービス	
	(5) 相談窓口	
5	ヤングケアラー支援における留意点	19
6	情報共有に関する考え方	21
	(1) 個人情報の取り扱い	
	(2) 情報における留意点	
	(3) 本人や家族の意思を確認する際のポイント	
7	おわりに	23

## 1 はじめに

近年、家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指す「ヤングケアラー」が、社会的課題となっています。

子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことではありますが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負うことで、子どもの権利が侵害されたり、自立に向けた移行期としての必要な時間を奪われる可能性があり、将来に影響を及ぼすことも考えられます。

また、ヤングケアラーは子どもの権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援対象として認識されず、子ども自身やその家族がヤングケアラーであることの自覚がないなど表面化しにくい構造であることから、関係機関が連携して対応していくことが求められます。そのため、子ども・若者を取り巻く周囲の大人たちは、まずは変化に気付き安心して相談してもらえる関係を築けるように寄り添い、家庭全体を支援する視点を持つ必要があります。

このマニュアルでは、ヤングケアラーへの支援を行う教育や地域、保健、福祉などの関係機関がヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存在に気付くとともに、見守りや寄り添い、必要な支援に繋ぐことができるよう、支援における留意点、関係機関の連携体制、支援のフローやポイントなどを盛り込みました。各機関において本マニュアルを支援の参考にいただければ幸いです。

## 2 ヤングケアラーとは

### (1) ヤングケアラーの定義

令和6年6月5日に、「子ども・若者育成支援推進法等の一部を改正する法律」が国会で可決、成立し、同年6月12日に公布されました。改正された法律のうち、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための「子ども・若者育成支援推進法」については、公布日と同日に施行され、改正法の中でヤングケアラーが次のとおり明記されました。

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる  
子ども・若者

### 【語句の説明】

- ①定義における「過度に」とは、『子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合』を指します。  
子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び、勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期としての必要な時間（勉強、就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的、精神的負荷がかかることによって、負担が重い状態になっている場合となります。
- ②「若者」とは、概ね18歳から30歳未満を中心としていますが、子ども、若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、子ども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等、その状況等に応じて40歳未満の者も対象となり得ます。

## 【ヤングケアラーが行っているケアの例】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ガンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。




(こども家庭庁ホームページより引用)

### (2) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、子どもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子どもの思いやりや責任感などを育むなど良い面もあります。

一方で、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、部活動ができない、勉強する時間がないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があります。心身ともに過度な負担が続くと、子ども・若者自身の健康を始め、学習、社会性発達、就労等、将来様々な面に影響を及ぼすことも考えられます。

## 【ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利 ～子どもの権利条約から～】

<p><b>第3条</b></p> <p><b>【子どもにもっともよいこと】</b></p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p><b>第6条</b></p> <p><b>【生きる権利・育つ権利】</b></p> <p>全ての子どもは、生きる権利・育つ権利を持っています。</p> 	<p><b>第12条</b></p> <p><b>【意見を表す権利】</b></p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 	<p><b>第13条</b></p> <p><b>【表現の自由】</b></p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。</p> 
<p><b>第24条</b></p> <p><b>【健康・医療への権利】</b></p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利を持っています。</p> 	<p><b>第26条</b></p> <p><b>【社会保障を受ける権利】</b></p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利を持っています。</p> 	<p><b>第27条</b></p> <p><b>【生活水準の確保】</b></p> <p>子どもは、心やからだはずこやかに成長できるように生活を送る権利を持っています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p>	<p><b>第28条</b></p> <p><b>【教育を受ける権利】</b></p> <p>子どもは教育を受ける権利を持っています。国は、全ての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>
<p><b>第31条</b></p> <p><b>【休み、遊ぶ権利】</b></p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利を持っています。</p> 	<p><b>第32条</b></p> <p><b>【経済的搾取・有害な労働からの保護】</b></p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。</p> 	<p><b>第36条</b></p> <p><b>【あらゆる搾取からの保護】</b></p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 	

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ、有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」

### 3 ヤングケアラー支援のための関係機関との連携

#### (1) 関係機関との連携の重要性

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係しあい、複合化しやすいという特徴があります。支援にあたっては、そのケースに応じて様々な機関、部署がそれぞれの専門分野から関わっていくこととなります。「ヤングケアラーに対して特別な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はなく、各機関、部署がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることを考えることが大切です。そして、既存の支援のケースに応じて組み合わせるためには、複数の関係機関による連携が重要となります。

#### 【連携して行う支援の在り方・姿勢（連携支援十か条）】

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家族に支援を入れようとするとはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行うことができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出典：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」

(2) 他機関と連携して支援を行うことが必要となる場合

必ずしもすべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況が経済的困窮や要介護、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡み合っている場合には関係機関が連携して、組織横断的に取り組む必要があります。ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた機関や部署とは異なる立場から話をする事で、必要な支援につながるきっかけとなる場合もあります。

自機関、部署で解決できるかどうかの判断に迷う場合は、状況が深刻になる前に、関係機関と連携して支援を行う必要性や可能性について検討してください。連携先となる関係機関については、下記の「ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能および役割」を参照ください。

**【ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能および役割】**

	主な関係機関	主な役割
児童福祉分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康増進課（こども相談係）</li><li>・子育て支援課</li><li>・要保護児童対策地域協議会</li><li>・保育所、幼稚園</li><li>・放課後児童クラブ</li><li>・児童館</li><li>・子育て支援センター</li><li>・児童相談所</li></ul>	子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じる他、関係機関とともに状況を把握し、福祉サービス等の窓口につなげる役割を担うとともに、遊びの場や交流の場を提供する。
障害福祉分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉介護課（障害福祉係）</li><li>・相談支援事業所</li></ul>	障害に関する相談に応じ、必要な情報の提供、家庭状況等を把握する。
高齢福祉分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉介護課 (地域包括支援センター)</li></ul>	高齢者に関する相談に応じ、介護サービスの利用調整や必要な情報の提供、家庭状況等を把握する。
その他保健、福祉分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康増進課</li><li>・子育て支援課</li><li>・福祉介護課（社会福祉係）</li><li>・社会福祉協議会</li><li>・県南県民センター</li></ul>	保護者や家族への健康支援、経済面、ひとり親家庭等に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関と情報共有し連携した支援を行う。
教育分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・指導室</li><li>・学校教育課</li><li>・学校</li></ul>	ヤングケアラーと思われる子どもやきょうだい児の発見、状況を把握する。

医療分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所</li> <li>・ 訪問看護ステーション</li> </ul>	ヤングケアラー本人やケア対象者への医療的ケアを行う。
地域関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会</li> <li>・ 民生委員、児童委員</li> <li>・ 放課後等デイサービス提供事業所</li> </ul>	ヤングケアラーを見守り、支える。

## 4 ヤングケアラーの発見から支援まで

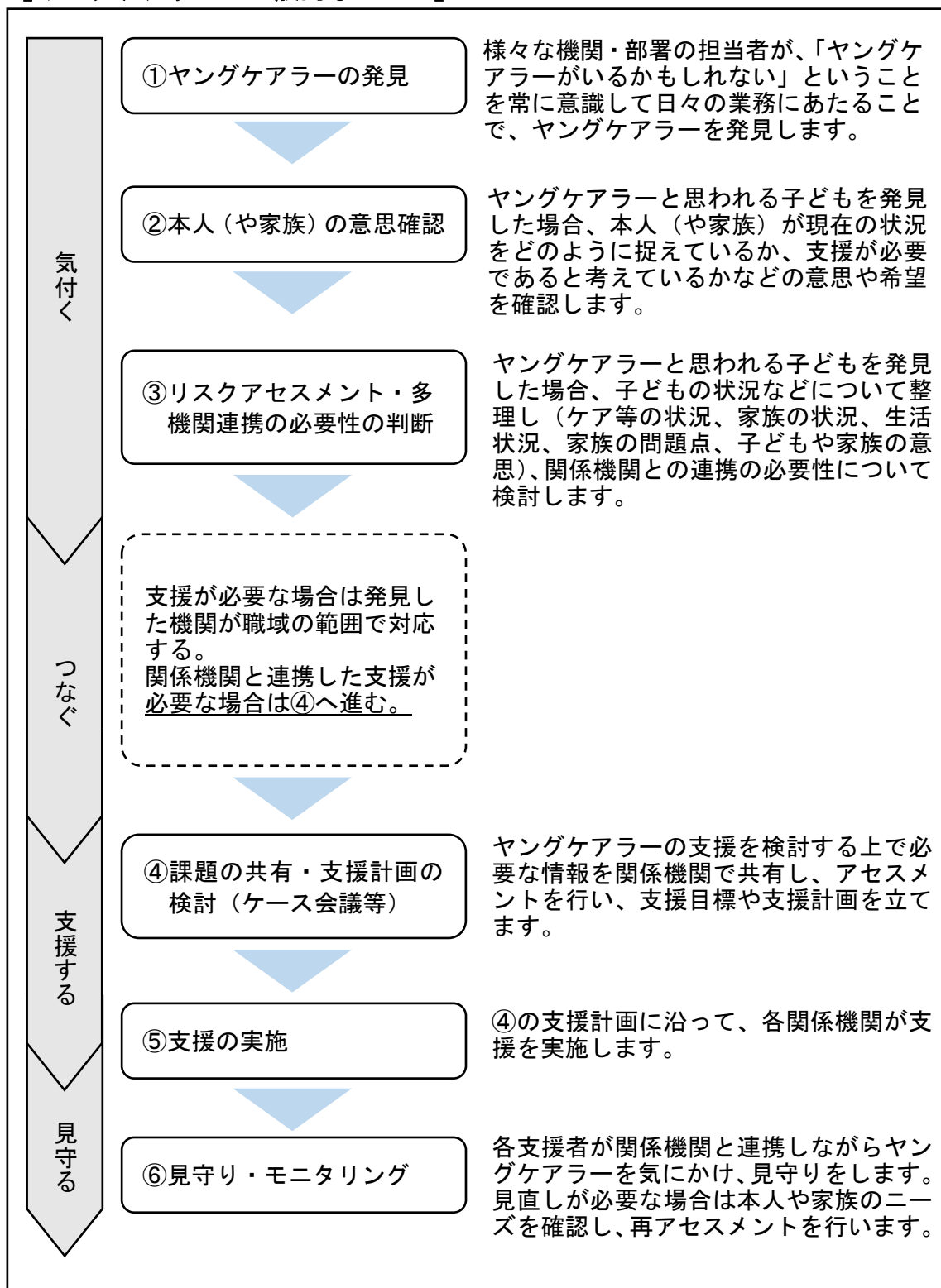
### (1) 支援の流れ

ヤングケアラーについては、家庭内の問題であることや子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないこと、周囲が異変に気付いても家族の問題に対して介入しにくいことなどから、「潜在化しやすい」という特徴があります。このため、ヤングケアラーを少しでも多く把握し、必要な支援に繋げていくためには、関係機関の理解・協力が不可欠となります。

ヤングケアラーの発見にあたって、子どもと接する時間が長い学校関係者は、子どもの変化にいち早く気付くことができることから、その果たす役割は大きいと言えます。また、子どもとその家族と日頃から接する地域の関係者は、行政機関や支援事業者の支援者よりも身近な存在であることから、日頃接する中で変化に気付くことができ、保健、福祉、医療分野の関係者は、支援を行う対象者の家族に「サポートが必要な子どもがいるかもしれない」ということを意識することにより、ヤングケアラーの発見につながるものと考えます。

各関係機関が気付く、チェックリストの活用によりヤングケアラーであることが懸念される子どもを把握し、支援が必要と思われるケースについては、報告・相談することで、早期発見や支援につなげることができます。

## 【ヤングケアラーの一般的なフロー】



(2) ヤングケアラーに気付くためのポイント

【ヤングケアラーではないか？と気付くきっかけの例（チェックポイント）】

分野（場所）等	きっかけの例（チェックポイント）
教育・保育 （学校、保育所等）	<input type="checkbox"/> 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い <input type="checkbox"/> 提出物が遅れがちになってきた <input type="checkbox"/> 持ち物がそろわなくなってきた <input type="checkbox"/> しっかりしすぎている <input type="checkbox"/> 優等生でいつも頑張っている <input type="checkbox"/> 子ども同士よりも大人と話が合う <input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる <input type="checkbox"/> 服装が乱れている <input type="checkbox"/> 児童・生徒から相談がある <input type="checkbox"/> 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている <input type="checkbox"/> 保護者が授業参観や保護者面談に来ない <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
高齢者福祉 （高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等）	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
障害福祉 （障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所、自宅等）	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
生活保護、生活困窮 （福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等）	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある （生活保護担当職員による対応時等） <input type="checkbox"/> 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
医療 （病院、診療所、自宅等）	<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある （平日に学校を休んで付き添いをしている場合等） <input type="checkbox"/> 来院時の本人の身なりが整っていない、虫菌が多い <input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある （往診時等）
地域	<input type="checkbox"/> 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 毎日のようにスーパーで買い物をしている

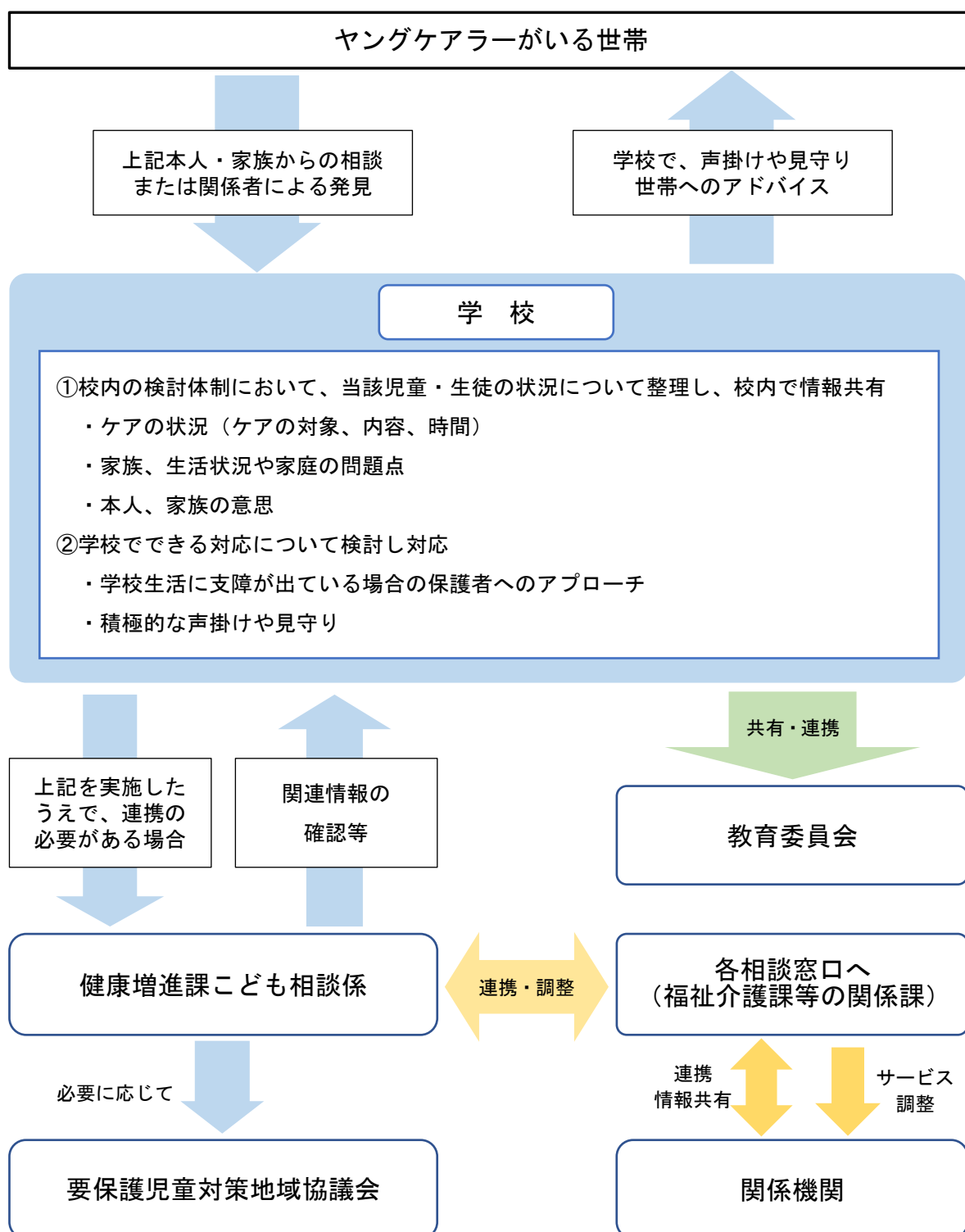
(地域)	<input type="checkbox"/> 毎日のように洗濯物を干している <input type="checkbox"/> 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する <input type="checkbox"/> 子ども食堂での様子に気になる点がある
就労（勤務先等）	<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
その他	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（保健師による家庭訪問時、物資支援時等） <input type="checkbox"/> ごみ問題の発生 <input type="checkbox"/> 家賃不払いにより自宅を退去 <input type="checkbox"/> 子どもが親の通訳をしている <input type="checkbox"/> 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある

出典：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」

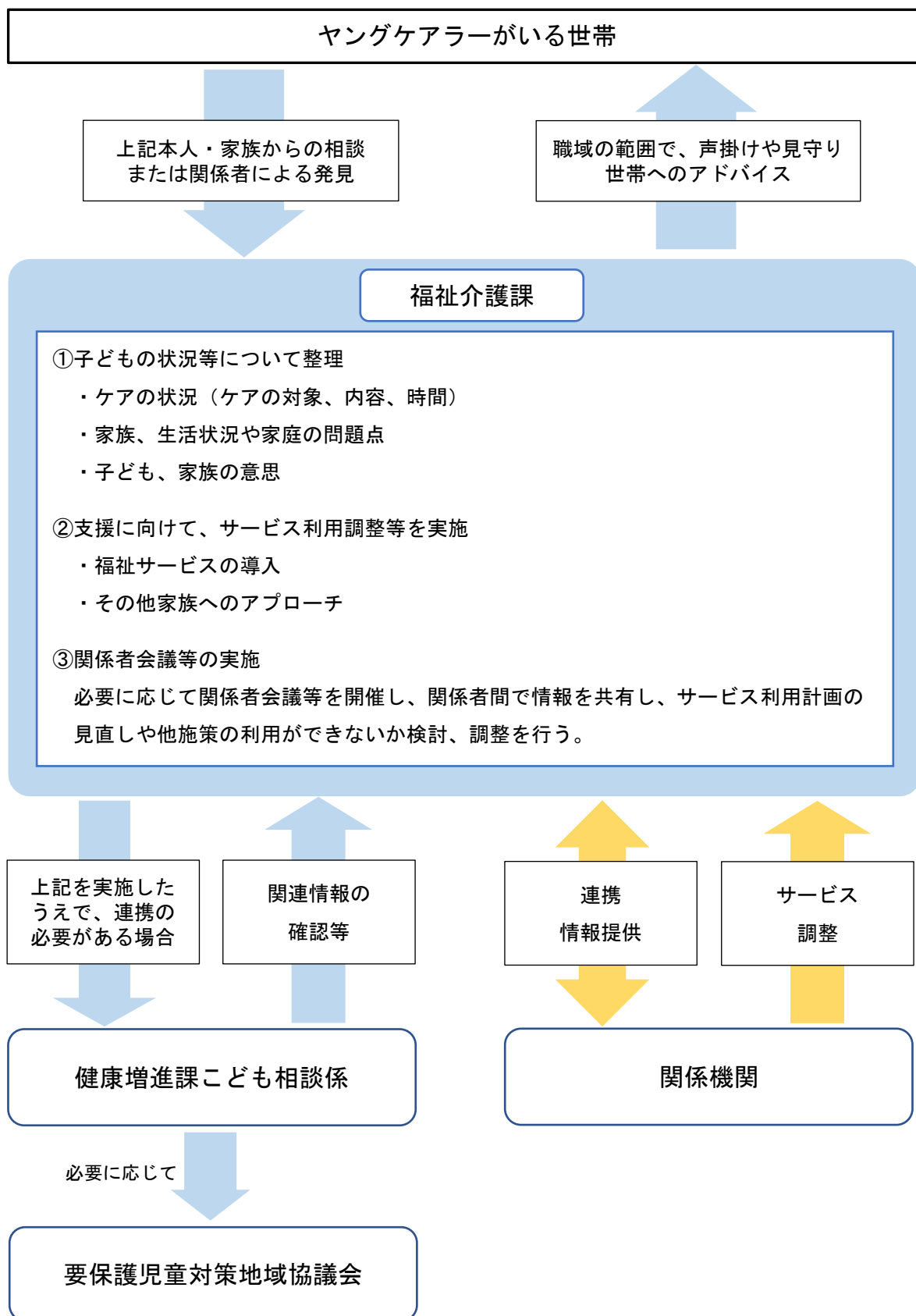
### (3) 関係機関別フローチャート

ヤングケアラーやその世帯を発見した際の対応や、連携して行う支援が必要な場合、それぞれの分野における支援の流れは以下を参考にしてください。

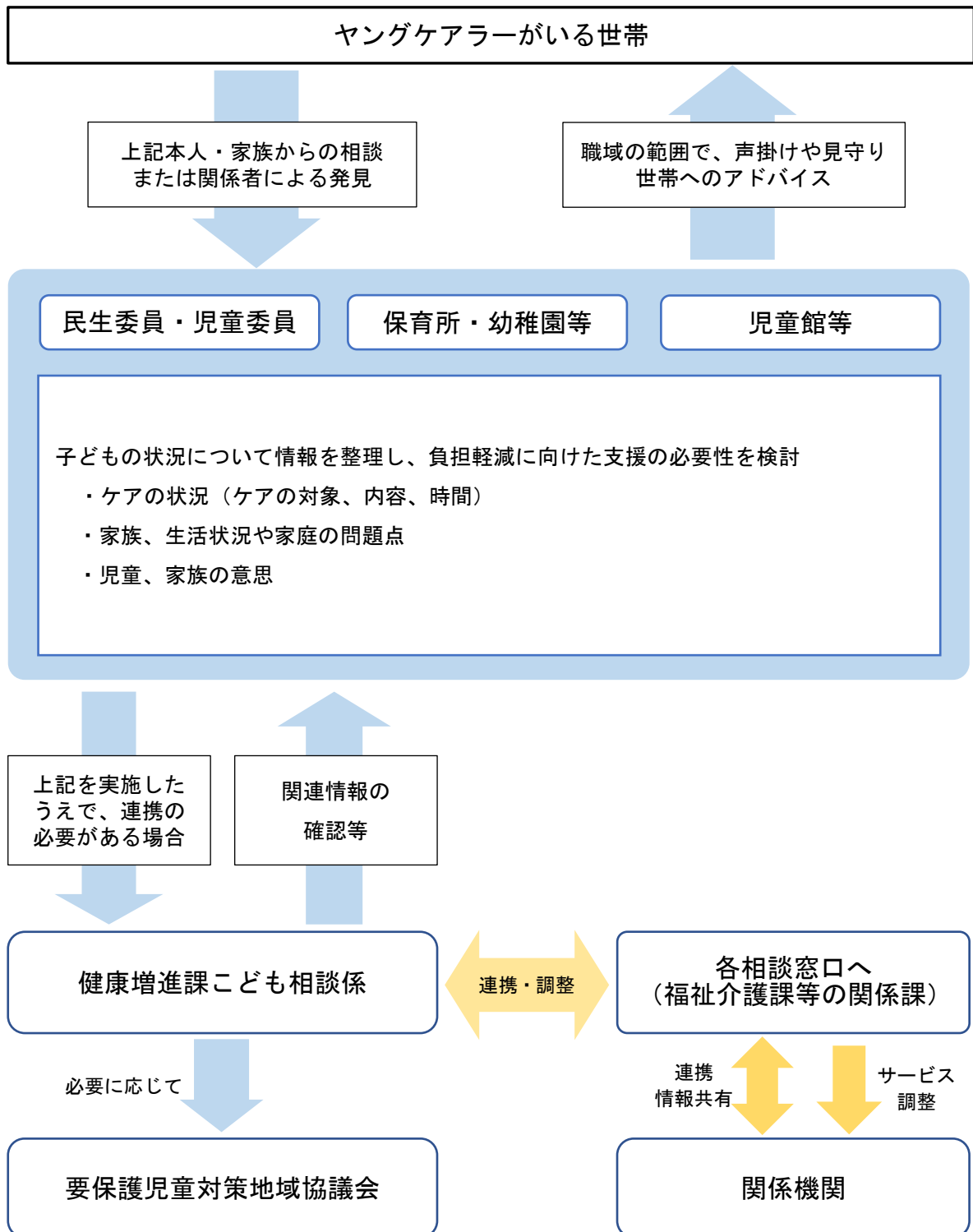
#### 【学校関係者が発見した場合のフロー図】



## 【福祉関係者が発見した場合のフロー図】



【地域の関係者等が発見した場合のフロー図】



#### (4) ヤングケアラーの負担軽減に繋がるサービス

ヤングケアラー本人に障害などがある場合を除き、ヤングケアラーに対して直接的に提供できる公的なサービスはまだ限られているのが現状ですが、ここではそれぞれのケースに応じて提供できるサービスをご紹介します。

#### 【ケースごとのサービス】

ケース	サービス・措置の例
ヤングケアラー本人に息抜きが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の提供</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ）</li> </ul>
ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポート</li> <li>・交流会</li> </ul>
ヤングケアラー本人に心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー等による面談</li> <li>・医療サービス</li> </ul>
多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ）</li> <li>・ファミリーサポート事業</li> <li>・保育所や児童クラブの利用調整</li> <li>・一時預かり事業</li> </ul>
日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンク</li> <li>・こども食堂</li> </ul>
学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来塾</li> <li>・訪問型家庭教育支援事業</li> </ul>
人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成・若者支援相談支援事業</li> </ul>
ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス</li> <li>・訪問看護</li> <li>・自立支援医療</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>
ヤングケアラーがケアをする対象者が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス</li> <li>・介護保険以外の高齢福祉サービス</li> <li>・地域包括支援センターへの相談</li> </ul>
ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療サービス</li> <li>・訪問看護</li> </ul>
経済的支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会への相談</li> <li>・福祉資金貸付制度</li> </ul>

(経済的支援が必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給</li> <li>・障害年金受給</li> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> </ul>
生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設等への入所</li> <li>・里親委託</li> </ul>

(5) 相談窓口

ヤングケアラーやその家族からの相談のほか、ヤングケアラーの発見者が行政の支援が必要と感じた場合には、下記の相談窓口へ相談、連絡をお願いします。

**【ヤングケアラー支援における関係機関の相談窓口】**

相談内容	相談窓口
本人や家族、支援者等からの相談窓口、育児支援サービス等へのつなぎ、18歳未満の子どもとその家族に対する児童虐待相談対応	健康増進課（保健センター） 029-885-1889
育児支援サービス等の利用相談	子育て支援センター 029-885-6511
児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭への支援等 保育所・幼稚園、児童クラブ等への入所相談	役場子育て支援課 029-885-0340
教育や就学に関すること	役場学校教育課・指導室 029-885-0340
中学生の学習支援に関すること（地域未来塾）	中央公民館 029-885-4451
学校生活や不登校、学習等、子どもの成長に関すること	教育相談センター 029-885-7788
学校生活等に関すること	美浦小学校 029-880-3400 美浦中学校 029-885-0121
児童虐待相談（重度）、養護相談、療育手帳の相談など	土浦児童相談所 029-821-4595
地域の高齢者やその家族等を対象とした介護や福祉の総合相談窓口	役場福祉介護課 029-885-0340

要介護認定申請や介護保険サービスなど、高齢者の在宅福祉サービス、サービス提供事業者等との連絡調整等に関すること 障害者やその家族等を対象とした障害福祉サービス等の利用に関する相談窓口 障害福祉サービスの利用計画作成や病院、施設の入所退所等の支援に関すること 経済的自立ができるよう、就労支援や生活保護受給に関する相談窓口など 民生委員、児童委員に関することなど	(役場福祉介護課) (029-885-0340)
フードバンク、こども食堂、生活福祉資金貸付等に関すること	美浦村社会福祉協議会 029-885-0038

#### 【茨城県の子どもの相談窓口】

- ・ 子どもホットライン (茨城県教育委員会) 029-221-8181 (24時間年中無休)  
<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/kodomo-hotline/>
- ・ いばらき子どもSNS相談 (茨城県教育委員会)  
<https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp/> (対応時間 17:00~22:00)

#### 【全国的な子どもの相談窓口】

- ・ 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783 (24時間年中無休)  
 虐待相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談も受け付け
- ・ 24時間子供SOSダイヤル (文部科学省) 0120-0-78310 (24時間年中無休)  
 いじめやその他の子どものSOS全般
- ・ 子どもの人権110番 (法務省) 0120-007-110 (平日8:30~17:15)  
 いじめや虐待など子どもの人権に関する相談

#### 【全国的なヤングケアラー・元当事者同士の交流会・家族会の一例】

- ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会 こどもぴあ  
<https://kodomoftf.amebaownd.com/>
- ・ 障がいのある家族を持つ家族向け みんなねっと  
<https://seishinhoken.jp/> Xアカウント @minnanet
- ・ 障害者のきょうだいのためのサイト Sibkotoシブコト  
 Xアカウント @sibukoto2018

- ・ヤングケアラー・若者ケアラーのオンラインコミュニティ Yancle community  
<https://yancle-community.studio.site/>
- ・家族を支えるケアラーのサポート ケアラーアクションネットワーク協会  
<https://canjpn.jimdofree.com/>

## 5 ヤングケアラー支援における留意点

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題にかかわることであるため、ヤングケアラーを支援する場合には、次のような配慮が必要となります。

### 【ヤングケアラーであることを本人や家族が認識していない場合】

本人や家族が「支援が必要な状況であること」を認識していないケースが多く、また、外部の機関等が家庭内の事情に関わることへの抵抗感もあります。「ヤングケアラー」という概念や、子どもとして守られる権利があることなどについて丁寧に説明し、まずはヤングケアラーであるということに向き合ってもらえる環境を整えることが必要です。また、本人が現状を打ち明けてくれたときには、ヤングケアラーの親や家族への否定的な感情・態度を示さないよう、十分留意する必要があります。

### 【ケアを担っていることを否定しない】

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前とっていたり、周囲の期待に応えたいという思いから、ケアを行っている場合もあります。

ケア自体を否定したり、過度な評価をするのではなく、本人の状況を認めたいという思いから、ケアを行っている場合もあります。ケア自体を否定したり、過度な評価をするのではなく、本人の状況を認めたいという思いから、ケアを行っている場合もあります。ケア自体を否定したり、過度な評価をするのではなく、本人の状況を認めたいという思いから、ケアを行っている場合もあります。ケア自体を否定したり、過度な評価をするのではなく、本人の状況を認めたいという思いから、ケアを行っている場合もあります。

### 【ヤングケアラーであることを公にしてほしくない場合】

支援を受けることの必要性は理解していても、支援を受けることへの抵抗感があったり、支援が必要な家族がいることを周囲に知られたくないと思っているヤングケアラーもいます。支援にあたっては、本人や家族が周囲から偏見をもたれないようにするために十分配慮する必要があります。

### 【本人のメンタルサポート】

ヤングケアラーは、支援を受けることによってケアから解放されたり、ケアが軽減されたりすることに対して罪悪感を抱くことがあり、メンタルサポートも重要になります。また、ケアから解放された後、自分の抱いていた夢や希望などを見失う場合もあることから、将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言してくれる存在が必要となります。

同じ境遇の人たちと自分の状況を安心して話し、共感を得られ、自分の過去

を振り返って共有できる場所づくりを含め、相談しやすい人・機関がメンタル面でのサポートを担っていく必要があります。

**【本人を必要な支援につなぐことも検討】**

メンタル面以外においても、本人に対する支援が必要な場合には、適切な支援を受けられる関係機関（居場所、就労等）へつなぐことも検討する必要があります。

**【家族内の役割分担の見直し（家族調整）が必要】**

ヤングケアラーのいる家庭は、ヤングケアラーがいてバランスが取れている状態であることから、支援にあたっては家族内の役割分担の見直し（家族調整）が必要となります。

## 6 情報共有に関する考え方

### (1) 個人情報の取り扱い

要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童としてヤングケアラーを取り扱う場合には、構成機関に情報共有することができます。要保護児童対策地域協議会では、協議会自体に守秘義務があるため、関係機関の枠を越えて情報共有することが可能です。(本人同意は必ずしも必要ではありません。)

上記以外に福祉サービスなどを利用している場合でも、既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規定が設けられている場合は、その会議体の範囲内において情報共有することが考えられます。

上記の場合を除き、入手した個人情報を共有する場合には、ヤングケアラーである本人や家族の同意を得ることが求められます。本人や家族の同意がない場合には、関係機関であっても情報を共有することは、原則できません。

しかし、児童虐待等を疑う場合の児童相談所等への通告については、守秘義務違反になりません。このほか、ヤングケアラー自身が何らかの支援事業に参加する場合、その参加申請に合わせて、個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。

### (2) 情報における留意点

ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。

本人やその家族から同意を得る際には、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報を共有するメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらうといった工夫が考えられます。本人や家族の同意が得られる場合には、事前に関係機関の連携を視野に入れた包括的な同意をとっておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報を共有することになることを説明するのがよいと考えられます。

ただし、家族の同意が得られない場合でも、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、いわゆる要支援児童と思われる場合には、要保護児童対策地域協議会の構成機関内での個人情報の共有は可能となります。

### (3) 本人や家族の意思を確認する際のポイント

児童虐待が疑われるやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重します。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけ

ではないため、ヤングケアラー本人や家族の思いを知る、寄り添う、見守るといった姿勢だけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担が軽減すると考えられます。

ヤングケアラー本人や家族は、家庭内でこれまで築いた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの思いを尊重する姿勢は極めて重要となります。

※個人情報の保護に関する法律第18条及び第27条では、個人情報の利用目的による制限及び第三者提供の制限が規定されていますが、一方で法令に基づく場合には、この制限が適用されないと規定されています。

児童福祉法第21条の10の5第1項では、関係機関が支援を要する児童を把握したときは、市区町村への情報提供に努めることが規定されています。したがって、関係機関が「支援を要する児童と思われる」と判断した場合には、本人の同意を得ずに情報提供しても個人情報保護違反にはなりません。

## 7 おわりに

ヤングケアラーの支援においては、ひとりひとりの声に耳を傾け、気持ちに寄り添うとともにその家族も支援の対象とし、家族支援としての状況を把握したうえで課題に対し、関係者や関係機関と連携を図りながら支援を進めていきます。

様々な困難を抱え、相談内容が複雑化、複合化し、それぞれのライフステージごとに変化する支援ニーズに対応するため、切れ目なく支援を届けられるよう、支援体制の強化に努めます。

